

障害者活躍推進計画（諸塚村教育委員会）

機関名	諸塚村教育委員会
任命権者	諸塚村教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	現在、諸塚村教育委員会においては、障害のある被雇用者はいない。 今後は、障害者雇用における合理的配慮を想定した業務内容及び職場環境の体制整備を行う必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 障害者である職員の実雇用率について、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○上記の障害者雇用推進者は、諸塚村が設置している「障害者雇用推進委員会」の構成員となる。 ○「障害者雇用推進委員会」は原則年1回開催され、これを受けて諸塚村教育委員会の障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行う。 ○教育委員会において、障害者雇用の合理的配慮を想定して、役割分担及び各種相談先を整理する。
(2)人材面	○教育委員会職員は、外部機関または諸塚村役場が企画する障害者のサポートに関する研修会へ参加し資質向上を図る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○村長部局と連携し、今後、採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、過重な負担にならないよう継続的な措置を講じる。 ○県教育委員会で任用を管理している職員については、県教育委員会と連携を密にして必要な合理的配慮を行う。
(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱を行わない。 ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・就労支援機関に配属、登録しており、雇用期間中に支援が受けられることといった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
(3)その他の人事管理	○随時面談を行い、職場環境やキャリア形成、通勤、通院等についての配慮等の措置を講ずる。
4. その他	
	○村長部局と連携し、誰もが働きやすい職場環境の整備に努める。